



## 第3回

きゅうゆうせいほごほうひがい

# 旧優生保護法被害

かん でんわそうだん

## に関する電話相談

2018年5月21日(月) 13時~16時

電話：0120-990-350

FAX：03-5501-2151

旧優生保護法とは、1996年まで存在していた法律です。

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、精神疾患を有する(と認定された)方などに対し、本人の意思に反する不妊手術などが行われていました。

今年の1月30日、旧優生保護法のもとで強制不妊手術を受けさせられた被害者の方が、国に対する謝罪と補償を求めて裁判を起こしました。5月17日には、札幌、仙台、東京で二次提訴が行われました。

このような動きをきっかけとして、これまで被害を訴えることのできなかった方々の声を聞くため、電話相談を行います。旧優生保護法のもと、のぞまない不妊手術や人工妊娠中絶を受けた方・そのご家族、ご友人の方など、どなたでもご相談ください。